

論 文

森戸辰男の一般教育観

小 池 聖 一

はじめに

「教養」が多義的であるが故に、「教養教育」の内容も多様である。それだけに、「教養」の必要性は常に唱えられているものの、その形態化や衰退も恒常的に問題視されてきた。現在の大学における「教養」および「教養教育」も、「知の地殻変動」¹⁾によって、これまでと同じように再編・再構築が求められているのである。¹⁾

しかし、戦後日本の一般教育および教養教育問題の本質は、その教育内容のみ存在するわけではない。根本的な問題は、他にもあるのではないだろうか。

まず、第一に、教員の意識を問題としてあげることができる。一例を挙げれば、大学における教員の採用・昇進にあたり、教育は業績とされていない。それ故、教育・研究を共に主務とする大学教員の関心は研究にのみ集中し、結果的に教育が軽視される傾向にある。さらに、新制大学となり就学年限が短縮されたことから、理系学部・大学院等の部局では職業教育を重視するがゆえに、専門科目に連続する基礎科

目を教養教育の中心に置き、一般教育を軽視する傾向にある。特に、私立大学と棲み分け、理系部局を多く抱えて総合大学化している地方国立大学では、この傾向が顕著である。

第二が、制度上の問題である。戦後、一般教育を担当する教養部は、専門学部以下の存在として規定され、東京大学・京都大学等では旧制高等学校が、地方国立大学では師範学校の教員が教養部教員として一般教育を担当した。このことが、学部教員をして、一般教育担当の教員を格下のように見させ、結果として一般教育を軽視する意識を助長させたのである。

しかし、今日でも、教養教育の中核にあるのは一般教育である。その一般教育を新制大学の中心として位置づけ、戦後高等教育制度の導入および再定着にあたって重要な役割を担ったのが森戸辰男であった。

森戸辰男は、文部大臣として、また、広島大学長、日本育英会会長、中央教育審議会会長等、長年の教育に対する功績が認められ、昭和四六年(一九七一年)、文化功労者となった人物である。現在の大学制度の基盤ともなった昭和三八年一月二八日付中央教育審議会答申「大学教

育の改善について」における全ての特別委員会で主査として答申をまとめたのも森戸であった。²その森戸の教育観には、基本的に二つ点で特徴があった。

その一つが、後述する旧制第一高等学校において薫陶をうけた新渡戸稲造校長の人格教育の影響である。反対に、森戸は、東京帝国大学における権威主義的な講義を問題視していた。³新人会等の学生達に向けて出した小冊子「青年学徒に訴ふ」（大正一四年二月三日）のなかでも、帝国大学法科系の教育を「職業教育万能主義」として批判していたのである。⁴

この職業教育批判の背景は、森戸等のマルクス主義社会科学の進展を職業教育の担い手達が阻んでいたからであった。⁵森戸は「学問の自由」の観点からこれに對抗し、その姿勢は、戦時体制一色となったなかでも、「時局的」「学問が尊重されながら学問的精神が抑圧される」ことを批判することで継続していた。そして、森戸は、「社会的理想の建設」と「実践的性格の錬成」を青年学徒に、学者に対しては「効益」と「興趣」ではなく、「真理のための科学的研究」を求めている。⁷戦後においても森戸は、科学、特に社会科学の振興とともに、「知識階級」にその「政治的無力と無性格」がもたらした戦争の責任を問いい、その「薄志弱行」「自己分裂」「性格の脆弱」の超克を要求していた。⁹森戸は、社会科学の重視と、職業教育とその結果として戦争、戦争責任論から「知識階級」に対する厳しい視座を戦前・戦中・戦後を通じて有していたのである。

第二は、「外に開く」ということである。第一の点とも連関するが、

森戸は、東京帝国大学・・・それは戦後にも引き継がれたものであるが、権威主義的な講義が往々にして密室化、閉鎖された空間で行われるのに対して、理想とされる教育とは、より多くの人に開放される存在であるべきとの信念を有していた。

外に開く方向性、すなわち教育機会の拡大志向は、森戸の人生に一貫したものであった。文部大臣時代、勤労学生に対する教育機会拡大を目指し、後述する広島大学長として、広島大学長を辞した後もNHK学園校長、また、企業の社会責任の観点から、松下幸之助に提案して設立した松下視聴覚教育財団（現在の松下教育財団）にいたるまで終生変わらなかった。

本稿では、戦後の教育改革期を中心に、森戸がいかに「教養」「一般教育」を認識していたかを、制度の導入と、その展開のなかで分析することを目的としている。

それは、現代においても、「教養」を再認識し、定着させるうえで一つの視座を与えるだろう。同時に、戦後教育および、その再改革において大きな役割をになった森戸辰男を正當に評価する作業であるとも考えている。¹⁰

第一章 森戸辰男と教育、その戦前と戦後

1、教育刷新委員会における森戸辰男

戦後日本の教育改革の見取り図を提供したのが第一次米国教育使節団であり、改革を中心に担ったのが教育刷新委員会であった。前者の

第一次米國教育使節団は、昭和二十一年（一九四六年）三月三〇日、マツカーサー総司令官に報告書を提出し、そのなかで、日本の高等教育機関のカリキュラムは「大概は普通教育を施す機会が余りに少く、その専門化が余りに早くまた余りに狭すぎ、そして職業的色彩が余りに強すぎるやうに思われる。自由な思考をなすための一層多くの背景と、職業的訓練の基くべき一層優れた基礎とを與へるために、更に広大人文学的態度を要請すべきである」とされ、さらに「高等教育は少数者の特権ではなく、多数者のための機会とならなくてはならぬ」とした。¹¹そして、後者の教育刷新委員会では、教育問題全般にわたって審議されたのであった。

敗戦直後の昭和二〇年一〇月、森戸は、高野岩三郎等が提唱した日本文化人聯盟に参加し、日本国憲法の素案の一つとなった憲法研究会案・憲法草案要綱の策定にもあたった。¹²森戸は、文化国家としての日本再生を主張し、日本社会党代議士に転身した後の昭和二十二年二月二日、広島県福山市公会堂で行った「民主主義と教育」と題する講演のなかでも、「新しい時代は文化革命を必要とする。言換へれば、新しい人を必要とするのであります。人を作ること、それが私は教育の任務であると思ふ」と述べていた。¹³森戸は、新生日本の担い手としての「新しい人」を作る教育の重要性を強く認識していた。

後に憲法・教育基本法体制と呼ぶ立場からしても、帝国憲法改正案委員小委員会（通称、芦田小委員会）で日本国憲法の制定に深く関わった芦田均（五番）と森戸（二二番）が教育刷新委員会委員であったことは重要な意味を持っている。森戸は、「教育の指導精神の問題」と

して、民主主義の立場から教育勅語を問題とし、根本からの変革を求めていた。¹⁴これが、教育勅語の廃止と教育基本法の制定につながり、森戸が教育の基本理念に関する事項を扱う第一特別委員会委員となった理由といえよう。

特に、第三回総会で森戸は、「新憲法というものが新しい理念を持つ、それが善い悪いは別として、現実の事実として我々はその前に立つて居り国民が正しいとして受容れる以上、それに応じて私共のいろいろな精神的制度的な諸施設は作られなければならぬ、教育の根本理念に付ても斯様な意味の高い社会性、政治性が盛られることが必要じゃないか」と発言している。¹⁵森戸は、第一特別委員会でも芦田とともに、教育勅語が新憲法と併存できないことを指摘していた。¹⁶教育勅語の廃止と教育基本法の理念内容を形成していくにあたって、日本国憲法の制定過程で前文（森戸は総説と考えていた）を重視して策定にあたった森戸が議論をリードし、後に教育基本法の前文にも影響をあたえたのである。¹⁷

そして、第四回の総会において森戸は、勤労と労働の重要性を述べるとともに、「平和的國家、民主的國家を建設する場合には、大きな精神的な変更がされなければならぬ。それに応ずる人格的又社会的國家的な新しい教育が施されなければならぬ」とした。そして、教育の基盤として「立派な人間を作る基礎」「一般的教養」「普通教養」の重要性を指摘していたのである。¹⁸

森戸がいう「教養」の背景には、新渡戸稲造との出会いがあった。森戸にとって新渡戸稲造「先生の理想の大学は職業的能率を授けるア

メリカ式大学でもなく、客観的真理の討究を主眼とするドイツ流の大学でもなく、まことに「人格の建設」を目的とする英国風の大学¹⁹であり、「その目的が博学多識に存せず吾々の精神の一般教育（ゼネラル・カルチュア）であった」としていた²⁰。そして、森戸は、「大学の中心目的が職業的能率でなく、専門的知識でなく、人格の涵養にありとすれば、大学の教授は単なる技術者であり、専門学者にとどまってはならない。彼らは何よりもまづ教育者でなければならぬのである」としたのである²¹。

同時に、森戸は、「晩年の先生が憂世愛国の至情に燃えつつ、しかも殉道の決意を以て平和主義を確持して軍国主義の克服に精進された心事は、情夫を立たしめるものがあるではないか。（中略）私は自ら顧みていつも冷汗背を浸すのを覚える。吾々知識階級者の法儒と意気地なさとお上品さと日和見主義とがこの重大な先生からの付託を有耶無耶の裡に葬り去りつつありはしないか」と述べて新渡戸を強く意識して行動した²²。新渡戸と後藤新平による外に開く社会教育・通俗大学運動に対し、森戸は、大阪労働学校・神戸労働学校において労働者教育を行っていた。また、新渡戸が「実業の日本」等の「通俗」雑誌に啓蒙的な原稿を投稿したのと同様に、森戸も「中央公論」等で自説を展開した。そして、新渡戸が満洲事変に際して「平和主義を確持して軍国主義の克服に精進された心事」に、森戸は、無産政党内に期待をかけた、「学問の自由」を守るべく論陣を張った²³。具体的に『新渡戸稲造全集』が刊行された昭和十一年、森戸は、「教育刷新」の動きに対して、大学における「学問の自由」を守るべく、森戸と同じ弁論部の一級下

で、昭和五年に「大学顛落」論争を闘わせた河合榮治郎東京帝大教授とともに反対の論陣を張っていたのである²⁴。

森戸にとって大学とは、「人格の涵養」を行う場所であり、大学教授とは教育者であった。そして、森戸にとって新渡戸教育が新制大学における一般教育の原型となったのである。

2、文部大臣として

昭和二二年（一九四七年）五月二四日、片山哲社会党内閣に、森戸辰男は、文部大臣として入閣した。敗戦直後の日本では何よりも経済復興が目指されていた。このため、社会党の政審会長であった森戸は、まず大蔵大臣の就任を打診されたが固辞した。次いで労働大臣との要請も断って文部大臣に就任したのであった。

森戸が従来、伴食ポストとされていた文部大臣を選出したのは、戦後日本の復興とは文化による再建であるとの信念があったためである。このような森戸の文部大臣就任は、単なる学者大臣の域を超えた期待を担うものであった²⁵。

文部大臣となったことで森戸は、学校教育法（昭和二二年三月三一日、法律第二六号）に準拠し、教育刷新委員会等で決定された文教政策を実施する立場となった。

森戸文相は、就任当初より、

（前略）一〇 大学、高等専門学校等の新学制への切替措置については学校教育法の施行に伴ふ現在の大学、高等専門学校の措置については新制高等学校が昭和二十三年度より、新制大学が昭和二十四

年度より実施される計画に睨合せて対策を講じている。

即ち別項の如く大学設立基準設定協議会を設置し新制大学の資格要件の決定を急ぐと共に大学設置委員会を設置して具体的運営を図る予定であるが事実問題としては高等専門学校は新制大学への切替へと取含めて地方の実情、地理的分布の事情等をも考へ実施案を樹立しなければならぬので種種考究中である。(後略)²⁶⁾

と、引継書類にあるように、新制大学の施設・整備も課題としていた。しかし、森戸は、まず、六・三制導入、特に義務教育化した新制中学校のための予算確保に奔走しなければならなかった。新制中学校の整備を優先したため、新制大学への切り替えは、「教育上の見地からばかりでなく財政の見地からも之を延期することは極めて困難であり且延期によつて六三制の実施に役立つ面は極めて少ない」。このため、「切替は六三制の実施に支障を来さない限度に於て実現を図る。従つて高等学校又は大学への切替えのために国費、地方費の増加は固より寄附金等の募集も極力抑制する」こととし、「設置基準を低下するより外に手段はない。原則として現状を以て切替えることを認め設備内容の充実は国力の快復に並行して実現すべきである」としたのであった。²⁷⁾

同時に当時の文部省は、機構改革を求められており、また、国民的な民主化運動として新日本建設国民運動を展開するなどしていたため森戸は多忙であった。

このようなか、森戸は、旧教育基本法(昭和二十二年三月三十一日、法律第二五号)の第八条(政治教育)問題とも向き合うこととなつていった。成年に達した学生の政治活動を阻止する法規をもたなかつた

ため、帝国大学で急速に日本共産党学生細胞の活動が活発化しつつあつたためである。森戸は、昭和二十二年五月一日、日本社会党代議士会で救国民主戦線の結成を提唱し、同一五日、救国民主連盟の指導精神を発表し、日本共産党との提携も視野に同党と交渉していた。漸進的かつ「無血革命」を主張する日本社会党と日本共産党との交渉は決裂し、森戸は、結果として日本共産党に対して深い不信感を抱くこととなつた。それだけに、森戸は、第一次米国教育使節団報告書および、第二次米国教育使節団報告書前後で明確化していった反共主義的な対応にも沿う形で、民主化を推進する主体としての学生に対する政治教育に乗り出した。しかし、大学において政治教育を担当すべき教員は極端に少なく、教員の政治的再教育すら必要な状況下にあつた。²⁸⁾

実際、片山内閣につづき芦田均内閣でも文部大臣に留任した森戸は、昭和二十三年六月二三日、関東地方の大学・高等専門学校二四校で行われ、同月二六日に全国一一三校一斉ストに発展した学生ストライキと対峙することとなつた。大学では、学生運動が盛んになり、単一のナショナルセンター・全日本学生自治会総連合(全学連)も結成されてきた。この学生運動において、最も影響力をもつた政治勢力が日本共産党であり、日本共産党自身、青年共産同盟という学生組織も有していた。

森戸は、ストライキが拡大しつつある六月二四日、参議院文教委員会「学生が同盟休校によつてその目的を達しようということについては、私共はこれは穩当でない。又かような方途でその目的を達することは、学生として私は、大いに考慮しなければならぬものであると

実は存じておるのでございます」と述べていた。³²⁾ また、「教育復興と学生運動」と題したラジオ放送で森戸は、「全学生の総意によることなく、成心をもつ少数者の意志に従って決定されるようなことは断じて許さるべきではない」とし、「学生自治運動においてこそ、民主主義のモデル形態を造り上げてほしいという強い希望を持っている」と述べ、文部省としても、昭和二三年一〇月八日付文部次官通達「学生の政治運動について」で大学を「学問教育の場であつて、政治闘争の舞台であつてはならない」とし、旧教育基本法第八条第二項をもとに、学園の秩序維持を乱す政治的運動について「許さるべきではない」とした。³³⁾

昭和二三年一〇月、国立総合大学学長協議会の席上でも文部大臣森戸は、「学生の政治活動の事をよく協議願ひ度うございます」とし、「申すまでもありませんが祖国復興にあたつて我々は平和的民主的な国家建設を念願としてをるのであります、真にそれが完成する為には若い学生達が平和的民主的な国家社会の形成者となり、その指導的地位に立ちうる様にならねばなりませんので、その教育についてはあらゆる努力が払はれねばならぬと考へます」と述べていた。

そもそも、この国立総合大学総長協議会の主題は「一般教養」であつた。森戸は文部大臣として次のように述べていた。

御集り願つた題目は一般教養についてといふ事になつてをります
が、学科課程、教科内容等のことにつきましては之を後日に譲り
新しい学風をどう育ててゆくかといふ様な事を御協議願ひたいと
存じます。旧制高等学校は旧制大学に対しては基礎学科の教授を

してきたものではありませんが、人格的な教養訓育に當つて来たことも存じの通りであります。しかしその間には色々の弊も伴つてをりました。その長を伸ばしその短を補ふ事はこの際頗る肝要の事と考へます（後略）。³⁴⁾

旧制諸学校の統廃合によつて国立大学数を制限し、同時に地方に分散させることで、教育の機会均等と経費の集約化を文部省がはかるなか、一般教育は、旧制高等学校教育の「人格的な教養訓育」に読み替えられていった。

そして、文部大臣退任後、総選挙で敗北した社会党の路線をめぐる森戸・稲村論争をへて、森戸は、伊藤日出登文部次官（広島県出身）の推薦もあり、開学以来、学長が空席のままであつた広島大学の学長に就任することを決心した。³⁵⁾

昭和二五年四月一八日、国会を去るにあたり衆議院本会議で森戸は、代議士から広島大学長へと移る理由として、郷土からの就任要望、「日本の再建は青年の向背にかかるといふ確信」、「平和都市広島にふさわしい大学をつくりたい、という気持」の三点をあげた。「科学とモラルと教育を政治にいささかなりとも新生面を開きたい」という念願が、「文教政治と教育革命」に関心を注ぎ、文相として制度的に前進させたとの自負を明らかにしたうえで森戸は、教育実践の場として広島大学に向かったのである。³⁶⁾ しかし、政治家を辞した理由は、「政治の有効な運営には、現段階では、遺憾ながら相当の大金を調達する手腕が必要であり、したがつてまた、それにまけないだけの強く鋭い良心を必要とする」という二つの資格を有していないからであり、「道

徳を尊び、真実を語ることを習慣とするものにとつて、政治の世界は必ずしもびつたり身に合つた世界ではない」と考えていたからでもあった。さらに、政治家の仕事が個人の人間生活・家庭生活を脅かすものであったとも語っている。そのうえで、政治に欠けている科学性と道義性、そして教育を政治に導入するため学究から政治の世界に入った森戸は、さらに高次元の道義性と精神性の政治の獲得のために大学に戻つたとしたのである。それは、森戸にとつて冷戦下で学生運動が先鋭化し、新たな左の全体主義が学園を覆いつつあるなかで、自由と平和を守るためとの意識にも裏付けられていた。⁽³⁵⁾

第二章 実践者としての森戸辰男く広島大学長時代

1、森戸の「一般教育」

新制広島大学初代学長となつた森戸辰男は、原爆による廃墟のなか、大学の整備を行うとともに、広島県に分散する部局等を東千田キャンパスに結集させていった。このような施設整備の側面だけでなく、旧制諸学校の寄り合い所帯のなか、単一の大学に再編していく過程のなかで、基本となる理念と指針を与えたのであった。それは、森戸が制定したフェニックスをあしらつた校章と、復興を意味する校旗の緑色にも象徴されている。そして、森戸は、広島大学長となることによつて新制大学理念の実践者となつた。

森戸は、開学式に際し、「大学の指示する道は、暴力と流血の道ではなく、平和と協力との道であります。ユネスコの示しているような、

教育と科学と文化の道であります。しかし、それは大学が真理の究極の勝利を確信するからであり、変革と革新の基底が人間革命にある、との信念に立つからであります」と述べ、広島大学を「自由で平和な「一つの大学」と規定した。⁽³⁶⁾この「一つの大学」には、キャンパスが分散するなかでも一つの共同体としての新制広島大学を目指し、世界最初の被爆都市広島大学としての個性、自由と平和をもつて戦後日本を象徴する大学とするとの意味が込められていた。

そして、広島大学教養部の学生に対して行つた「新制大学の使命―学生運動のありたかたにふれて―」のなかで、森戸は、新生日本が「新しい人間」の育成を求め、これに対応する新制大学の特質を一般教育とした。具体的に、森戸は、「近代文明の科学的・技術的偏向ということは、この知性偏重に根源しているように思う。そうして人間の専門化・部門化、したがつてまた、その自己分裂と自己喪失は、そのさげがたい結果にほかならない。そこで、多くの人々は、近代文明の知性的・悟性的偏向が、近代文明の一大欠陥をなし、そこにこの文明の危機を招来したのだ」とし、「近代文明の最も根本的な問題は、自然科学と技術の驚くべき進歩に対して、社会科学と政治をマッチさせ、さらに、これらに比べて、その進歩の著しく遅れているところの、人間の内面を捉える叡智と、全的人間をその奥底から動かす技術―これらを何と呼ぶか、これを道徳というか、宗教というかは言葉の適否の問題であると思うが―を急速に推し進めてゆくことに、存している」とした。これが「新しい大学の教科の編成において、近代文明の根本的な問題が知的な面から捉えて「一般教育」という言葉となつて現れ

たものと私は考えている」と述べたのであった。そして、学園共同体のなかで、教養部の重要性和、学生自身の積極的な協同としての学生運動を挙げたのであった。後者の学生運動を森戸は、①建設的、②自主的、③民主的、でなければならぬとし、破壊的で、学外の政治勢力の指導下にある当該期の学生運動を非難した。そして、「多数の学生諸君の無関心が、強い言葉を使えば消極的な非民主的態度が、上記のような少数者の非民主的な支配を可能ならしめている」、「国立大学の学生諸君は日本国民が血のどのような犠牲を忍んで負担をしているお金で勉学できているのだ、ということをよく考えていただきたい」と述べたのであった。森戸は、「大学の自治と、自由」に対する危機に対処する「日本の新しき大学の将来を背負う」者として学生に期待をかけたのであった。³⁷⁾

森戸は、新制大学の特色を一般教育にもとめ、人間形成の教育として重視する姿勢を明らかにした。そして、「秩序を乱るものや、逸脱した学生運動に対しては、学校管理者は処置をとるべきであると思う」「間違った行動については、適正な判断を下して行くように、指導をはつきり示すべきであると思う。ところが、大学先生方はなにかそういう行動に対して、はつきりした態度を表明すると、反動とかファシヨとかいわれるので、なすべきことをしていない。これは遺憾だ。青年に対して愛する心を持って向うとともに、間違ったことがあったら、それは間違いだということを正直にいうことが青年の指導に対しての重要な原則であり、要点である。ただ顔色ばかり見てものを考え行動しては、いけない。学校の先生方は研究者であるだけでなく、人間の

育成者であることが、新制大学の先生方の大きな役割で、この点に十分自覚を持ってもらうことが必要ではないか」、そして逸脱した学生運動に対して、「あらゆる努力をして大学を一つの協同体」とする必要性を主張したのであった。³⁸⁾

森戸学長の改革方向性は、高等教育の画一性と「地域」に対する奉仕を要求した第二次米国使節団の報告書(W・E・ギヴンズ団長、昭和五年八月二七日来日。同年九月二二日に報告書提出)とも同一のものであった。さらに、森戸は、それを広島大学において実践していたのである。

森戸は、職業教育の重視する意見や、財界の教育改革意見等についても情報を得ていた。³⁹⁾ そのうえで、一般教育が、新制大学の中心にあることを主張し続けた。森戸は、戦後高等教育改革の忠実な実行者であったといえるだろう。

2、学長としての森戸辰男

森戸は、広島大学長として、一般教育の実践をどのように果たそうとしていたのであろうか。まず、森戸は、大学の管理者として教育・研究の環境整備を行う立場にあった。森戸は、外に開くという観点から、夜間学部(政経学部二部)教育の充実とともに、昭和二六年(一九五一年)一月末から約四カ月、日本教育視察団の一員として渡米し、アメリカの大学の成人教育に触れ、大学教育の普及が広範に行われていることを再確認し、通信教育講座の開設も行っている。

なお、森戸が学長に就任する前、広島大学では、昭和二四年九月

一七日に評議会準備委員会で広島大学評議会規程案が審議され、同日付で施行されていた。この準備委員会で、旧制広島高等学校を基盤とする教養部からも部長と教授二名、計三名が評議会に加わることが決定され、その席次は、各学部、理論物理学研究所長、図書館長の後とされていた。⁴¹⁾

(1) 学生問題への対応

森戸学長が最初に出席した第一五回評議会(昭和二五年(一九五〇年)五月一六日)において、森戸は、「東北大学のイールズ事件について。他所ごとではないと思う」、「文部省としては命令しない。大学として解決して頂きたい。教育基本法第八条の学校というのに学生を加えるか否か改正も考えていない。大学自治に一任するという回答であった」と報告している。その上で、森戸は学生問題について「イールズ事件から計画的に一貫して起こっている政治的意図をもつ問題である。大学の自治を守るにはこの事態を起らぬようにする必要あり。政府の干渉はよくないが、大学としては大学の教官がすべてをおさえてはならない。自治を守らなくてはならない。補導部だけの責任とすべきではない」と発言していた。⁴²⁾

学生運動について森戸は、全学連の行動を「全て計画的」であるとし、「学外の革命運動の一翼だ。一般学生は批判的である。大学又は学生対警察の対抗という風を持ってこようとしている」⁴³⁾「早大のように警察の行過の面もある。双方協力的にすべきだ」としていた。

昭和二十七年四月二八日の全学連による破防法反対ゼネストに対し

て、部局長連絡会議では、「全学連が共産党の行動隊となっていることは公にはしていない。具体的例が沢山ある。目的はうまくかえてある。決議の方法等をかくしている。立命館、同志社からの指令が出ている。東大の全学連は締め出された」等の情報もたらされ、昭和二十七年六月一〇日、広島大学長名で「大学が教育と研究の場であるにかんがみ、本学は破防法反対ストを認めない。よって授業は平常通り行う。学生諸君は、大学の使命と学生の自分を認識して学業に専念することを要望する」と掲示をすることが決定している。⁴⁴⁾

破防法反対運動等の学生運動が活発化するなか、昭和二十七年七月一日開催の第五九回評議会では、政経学部自治会の全学連加入をめぐって議論がなされ、森戸学長は、「政府としては共産党を禁止していない現在学連を禁止することは出来ない。各大学長の意見は、大学としては全学連はこのましくなく、参加させないようにする意見である」と述べている。⁴⁵⁾

また、翌二五年一月二五日全国大学教授連合における「学問の自由および大学教授の地位に関する決議の再確認」に対して、森戸学長は、「学問の自由」の原則に照らして「学説、思想または信条の故になかなく法律の認める特定の政党に所属する事実の故に、その地位を脅かされてはならないことを確信」し、問題の処理に当たっては、「大学自治の精神が堅持尊重」されるべきであるとの決議であったと評議会に報告していた。⁴⁶⁾

(2) 教養部問題

広島大学の場合、旧制広島高等学校を前身に置く教養部と他学部との間には、一般教育と専門教育という担当の違いだけでなく、前身校を念頭に置いた対立意識が存在していた。森戸は、学長就任にあたり、たつて「教養課程の先生は自信を失うことなく、実質をよくすること」と述べていた。⁴⁷

また、昭和二五年(一九五〇年)一月二二日教養部教官会での懇談会で、「学者であり、地位を得るほうが勝だと思ふ。利己主義かもしれないが、教育家として専心すれば学問業績は不可能である。教育は目に見えないもので、極端に言えば学問の権威者であれば教育や人間はどうでもよい。訓育の面に力を注いでも世間的には優遇されない。この矛盾をどうしたらよいかと考えている。専門の人は単に専門の研究だけで足りる。教育指導は問わない。教養部はその点不利である。今までの訓育経験をお教え願いたい」との質問に対して森戸は、

新制大学は学問と人間育成の殿堂だと思ふ。統一された全体的な人間を育てることに目的があると思ふ。その意味において、知育の不足ではなく人間的育成不足が現代文明の欠陥ではないかと思ふ。(中略)よい日本をつくるためには大学がやらなければならぬと思ふ。その中でも教養部の教官は特に重要な地位にある。新制大学の教授はそういう面をもつてもらいたい。大学教授の資格の半分は教育である。ただ単に学術研究者であるということだけではよいとしない。しかし教育者だから研究者ならずともよいとはいえない。山下教官のいわれるような学者のみの尊重

傾向は間違いであると思ふ。補導委員は大分迷惑をかけているが、学長、主事、委員のみで他の教官は知らぬ顔をしているということはおもしろくない。全体の教官が積極的に出てもらわねば補導委員もやりにくいと思ふ。全教官が協力してやつてもらいたい。教授面においてもよくガイダンスを願いたい。この間に人間の育成ができる。もちろん大学は学問を中心としているが、同時に人間育成についてもよろしく願いたい。(後略)⁴⁸

昭和二八年三月二四日の第六九回評議会で、教養部からの人事をめぐって教養部鈴木正利評議員と森戸学長の間で議論がなされている。森戸は、「教養と専門と同等に考えなければならぬと考えているが実際今まではそうなっていない。新たに採用する際は将来レベルを同一にするよう考えて行った方がよい」との立場から「文理大出身のものを入れる」「ただ師弟関係のみの推せんであると往々間違ひがある」との理由で教養部人事を関係学部教官と相談して進めることを主張した。これに対して、鈴木は、教養部独自の教官選定を主張した。森戸は、教養部教官の質的向上を重要視しての発言であったが、教養部鈴木評議員は、学部から一段低く見られている教養部の実情から発言したのであり、森戸に対して「学長の教養部に対する認識が不足と思うので一言申上げておく」と反論していた。⁴⁹ 教養部において講師で申請した人事が、講師としての採用が評議会の教員審査で通ったものの、上記、森戸の意見によって助手採用となった例も存在していた。

このような教養部の人事選考については、昭和二九年一〇月五日の

部局長会議において、教養部より人事の選考方法について提案がなされた。教養部教官会議で選考委員会(五名)を選び、学部専門学科と密接に連絡をとりつつ行うとするものであった。席上、渡辺文学部長から、「教養部で決定すると学部の法的に認められた教授会が無視されることになる。私見では教養部と学部から出で連絡教授会というものを認めて貰ってやったらよい」との意見が出された。これに対して皇至道教育学部長は「教養部の現状を生かして考えからすれば教養部から専門学部の主任教授に相談してその結果を各学部に報告されるということではどうか。審議会と云うものを設けるともつとカリキュラム等の問題も教養部にまかされないとということにも及び根本的な問題と関連してくる」と述べ、鳴沢寡愆教養部長(皆実分校主事)も「学部の発言力が強いと好ましくないものをおしつけられる恐れがある」と反論した。森戸も「広島大学は高師時代からの相当闊的な面があると云はれている。学問を伸ばす為にも広く人材を求めると云うことでなければならぬ」と述べたのであった。森戸は「教養部を教養学部の如く従来自主性を認めて来ているので今後その見方は変らなと思う。ただ教官選考については従来どおりでは筋が通らないことになったので、本日各学部の御意見も出たから、それらを参酌して教養部でもう一度よくねって頂きたい」と述べている。結局、暫定的に皇教育学部長の意見で教養部人事は進んだものの、その最終的な解決は、大学紛争期における教養部改組と総合科学部の創設まで持ち越されることとなったのであった。⁵⁰⁾

(3) 大学管理法案の不成立

広島大学において森戸は、事務局を原案作成機関とし、議長として大学の最高審議機関である評議会を主導、教員人事を含む大学全般の管理運営を掌握し、その指導力を発揮した。しかし、それは、大学管理法ができるまでの暫定的なものであり、その指導力は、森戸のカリスマ性に大きく依存するものであった。それ故、森戸は、学長直属機関である教養部を通じ、新制大学の特色である一般教育を徹底させるためにも、その制度的保障としての大学管理法に期待していた。広島大学第四七回評議会において「大学管理法ができなければ大学の運営は」との質問に対し、森戸は「旧制大学の習慣」と答えていた。森戸は、大学管理法の成立を新制国立大学に必要なものと理解し、その不成立は、旧制大学への後退と理解していたのである。⁵¹⁾

しかし、国立大学管理法案は審議未了で成立せず、大学の管理運営機構は、変革を迫られることとなった。広島大学の場合、評議会は大学の最重要審議機関として機能していたが、昭和二八年(一九五三年)一〇月一日、国立大学の評議会に関する暫定措置を定める規則(昭和二八年四月二二日付文部省令第一一号)により、審議事項の内容に関する規程が削除された。これは大学管理法が制定されるまでの暫定的な措置であった。しかし、大学管理法が成立しなかったため、運用上、評議会は、学長の諮問機関なのか、それとも従前通りの決議機関とするかの疑義が評議会に出されている。⁵²⁾この点、文部省側の意見も曖昧なものであったため、広島大学では、評議会を諮問機関と決議機関の中間的な存在として運用することとなった。

また、文部省案では、教養部が学部より一段低く見られることとなっていた。広島大学では、教養部を評議会で実質的に学部と同格に扱ってきたため問題化した。⁵³⁾ 結局、広島大学では、文部省令第一一号の評議会の構成員に、附属図書館長とともに教養部長と教養部教授二名(文科一名、理科一名)がこれまで通り加えられたのであった。⁵⁴⁾

具体的に、昭和二八年一〇月一日付広島大学評議会規程改正に伴い、昭和二四年九月一七日制定の広島大学評議会規程で明記されていた評議会審議事項が削除された。これに伴う評議会審議内容の変化は、第一回の評議会(昭和二八年一〇月一四日)で早くも問題化した。冒頭、森戸学長は、「評議員は学部の代表としてではなく大学全体の立場にあつてやって頂きたい。はじめにたつて特にお願ひする」としたが、昭和二八年二月二日の文学部長選挙内規以降、部局長の選挙内規が制定されていくなか、これまで慣例的に行われた工学部長選挙内規の承認について、政経学部今中次郎評議員が学部教授会の自治を主張。評議会での承認を不要とし、学部長選挙などは学部自治だ、と主張したのである。同様に、これまで慣習的に報告・承認事項とされていた教員の資格審査についても、以後、学部ごとに行うこととなったのである。⁵⁵⁾

おわりに

昭和二八年(一九五三年)一二月、森戸は、「大学教授について」との原稿を脱稿している。このなかで、森戸は、大学教授の重要な資格

を「時勢に応じて機敏なポーズをとったり、理論を器用に操作したりする能力ではない、その学問思想が人間にとけ込んで一貫性と真実性と信頼性をもつことにあるのだ、と思う」とし、「たとえ反動な学説であつても、学問的に誠実にこれを堅持する人は、教授として望ましい人である」とした。具体的に、「戦前には左、戦時中は右、戦後にはまた左、といったように、時流に応じて転々としかも急角度に基本的な学問的態度を変えるような人は、少くとも教授としてはふさわしくない」とした。同時に、新制大学とは「高等教育機関」であり、「教育には専門学科の教育だけでなく、指導者として人間の育成も含まれている」とした。しかし、補導を含めた学生の教育は全教官が協力しなければならぬのに、学生との接触が専門課程ほど多くない教養部等に負担が集中している事実を指摘し、さらに、「旧制大学以来の教授にあつては、研究者としての伝統と誇りが強く残つておるし、新制大学にあつては、在来の教育者としての任務をば、何か大学教授にふさわしからぬもののように、これを軽視し回避せしめる傾向がみうけられ、大学教授が教育者であるという自覚と責任感が薄いことを反省しなければならぬ」と指摘する。そして、新制大学の資格審査において教育者としての自覚と責任感という「常識的な要請が相当にふみにじられてゐる」とも指摘したうえで、大学教授に「大学の自由と自治への反省と責任」をもとめていた。⁵⁶⁾

新制大学の特色を人間育成としての一般教育に求める森戸の姿勢は、その後も一貫していた。しかし、多くの教員は、意識において旧制大学に回帰していった。そして、意識だけでなく、制度的にも旧制

大学における学部自治・教授会自治を基盤とする研究重視の方向性に向って行ったのである。新制大学の根本理念を、外に開くことと一般教育においていた森戸にとって、広島大学を通じて新制大学制度を維持することの限界性は明らかであった。カリスマ性を有する森戸にとっても学部・教授会自治を前提に行動する教員達の旧制大学意識と、その制度的な限界が障害となっていたのである。⁵⁷⁾

このため、森戸は、大学制度を含む戦後教育改革の是正と大学教員の意識改革が必要であると認識し、中央での活動を強化していった。

その方向性とは、国立大学協会および中央教育協議会を通じての教育制度改革であり、大学一般教育研究会を通じての教員教育であった。⁵⁸⁾

その一つの成果が昭和三八年一月二八日の中央教育審議会答申「大学の改善について」(三八答申)であった。

森戸にとって、中央教育協議会等における活動とは、「旧制大学」に「新制大学」を対置し、戦後教育改革の再定着を意図した改革であった。戦後高等教育の再改革は、大学の量的拡大と学生運動が激化するなか、教養部に問題と負担が集中していることを考えれば必然であった。しかし、「旧制大学」化したがゆえに多くの大学および教員は、危機の本質をとらえることができなかった。それ故、紛争の拡大を招いていったと言えるのではないだろうか。⁵⁹⁾

注

(1) 日本学術会議日本の展望委員会知の創造分科会「提言 21世紀の教養と教養教育」平成二二年四月五日、<http://www.scj.go.jp/ja/info/>

kolyo/pdf/kolyo-21-tsonkai-4.pdf

(2) 森戸が戦後高等教育政策に影響を与えたことについては、元文部次官井内慶次郎氏の証言参照(井内慶次郎「講演」広島大学の思い出)『広島大学史紀要』第四号、平成一四年三月。

(3) 森戸は、東大での上杉慎吉(憲法学)の講義を例に「東大を鼻にかけて権威を上から押し付ける」教育を批判し、反対に高野岩三郎が導入したセミナー方式を評価している(森戸辰男著『思想の遍歴』上、昭和四七年、春秋社、一七―九頁)。

(4) 森戸辰男著「青年学徒に訴ふ」『青年学徒に訴ふ』学芸社、昭和二二年二月。この小冊子名は、森戸が研究していたクロポトキンの「青年に訴ふ」との小冊子を模したものであった。

(5) 森戸は、「現代文明は果して科学的思想の過剰生産によつて没落しつつあるか。はたまた、それは科学的思想の不足のために病みつつあるのであるか」との命題のもと、マルクス主義にもとづく社会科学を進めることを主張していた。なお、森戸のマルクス主義は、初期マルクス研究に基づくものであり、レーニンとの関連性をもたないものであった。それゆえ、森戸は、暴力革命には反対の立場にあった。

(6) 「青年学徒への期待」『理想』昭和一五年一月。

(7) 「科学者の態度」『学生と科学』(学生叢書第七卷) 昭和一四年一二月二〇日。

(8) 昭和二〇年一〇月一五日付「再建の基軸としての科学と科学的精神」『毎日新聞』。

(9) 「知識階級に與ふ」『新生』昭和二二年一月。なお、この背景には、戦

時中、東京帝国大学で海軍造船中将の平賀讓が、九州帝国大学でも百武源吾海軍大将が総長になったことに象徴され、職業教育を理由にしつつ、その実、理系教員が軍部の潤沢な研究資金を求め、大学が戦争に協賛していったことがあげられる。このことは、大学が社会的な存在であるためでもあるが、当該期の教員の行為と行動を森戸は問題としているのである。反面、戦後、与えられた「学問の自由」のなかで、反戦等を唱えた大学人が、自らとその属する組織としての大学に対する反省を欠いていたことも問題にしている。

- (10) 代表的な先行研究としては、海後宗臣・寺崎昌男著『大学教育 戦後日本の教育改革9』（東京大学出版会、昭和四四年）および土持ゲーリー法一著『戦後日本の高等教育改革政策 教養教育の構築』（玉川大学出版会、平成一八年）等がある。前者が書かれたのは、中央教育審議会答申・昭和四六年六月「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」（森戸が中央教育審議会会長）の審議中であり、編著者の多くが、これに反対する立場にあつたためか、戦後教育改革に大きな足跡を残した森戸について言及していない。また、後者は、占領当局者等の理想・理念からの偏差として叙述している。この点、本論は、前者に対しては、森戸辰男を通じて、その所論の修正を、後者については、実態分析から理念の受容過程としての戦後教育改革を対置することも目的としている。

- (11) 昭和二十二年三月三〇日「聯合國軍最高司令官に提出されたる米國教育使節団報告書」「森戸辰男関係文書」広島大学文書館所蔵、

MO010410010。

- (12) 日本国憲法制定にあつたの森戸については、拙稿「森戸辰男からみた日本国憲法の制定過程」『日本歴史』第七二八号（平成二十二年一月号）参照。

- (13) 『民主主義日本の建設 民主主義と教育 森戸辰男氏講演 昭和二十二年二月一日、二日 於福山市公会堂』日本社会党広島県聯合会、「横浜市所蔵森戸辰男関係文書」(NY1B01500100)。

- (14) 第二回総会、昭和二十二年九月一三日、『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録』第一卷、岩波書店、平成七年、二九頁。なお、この教育刷新委員会の委員構成は、官学中心の教育者が多数をしめたことが指摘されているが、この点を総会の席上、具体的に問題提起したのも森戸であつた（第一回総会、昭和二十二年九月七日、『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録』第一卷、岩波書店、平成七年、一二頁）。

- (15) 第三回総会、昭和二十二年九月二〇日、『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録』第一卷、岩波書店、平成七年、五〇頁。

- (16) 第一回、昭和二十二年九月二三日、『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録』第六卷、岩波書店、平成九年、五頁。

- (17) 山住正己・堀尾輝久著『教育理念（戦後日本の教育改革 第二卷）』（東京大学出版会、昭和五一年）参照。

- (18) 第四回総会、昭和二十二年九月二七日、『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録』第一卷、岩波書店、平成七年、七七頁。

- (19) 新渡戸稲造全集編集委員会編『新渡戸稲造全集 別巻』教文館。昭和二十一年（昭和六十二年再版）、三〇三頁。

- (20) 同前注、三〇二頁。

- (21) 同前注、三〇四頁。その際、森戸は、「或は現在の「下落した大学」においては先生は有能な大学教授でなかったかもしれない、そしてさういふ価値判断する人人も現になにほどかあった」(三〇四頁)としている。一方で、大内兵衛は、新渡戸を「要するにわれわれと違う、(手をひろげて) こんな広いんだ(笑)、なんでも知っている。しかしなを中心にしているかよくわからない」と評価していた(『東京大学経済学部五十年史』東京大学出版会、昭和五十一年、六五六頁)。
- (22) 同前注、三〇六頁。
- (23) 同前注、三〇六頁。
- (24) この「大学顛落」論争を含めた戦前・戦後の「学問の自由」については別稿を準備している。
- (25) 「論説 森戸新文相に望む」『帝大新聞』昭和二十二年六月二日。
- (26) 昭和二十二年五月「文部大臣引継事項」『森戸辰男関係文書』広島大学文書館所蔵、MO02010100500。
- (27) 「六三制実施と新制高等学校及び大学への切替えについて」『森戸辰男関係文書』広島大学文書館所蔵、MO02020200306。なお、六三制の実施は、当該期教職員組合および共産党との関係から是非でも実施しなければならない政治課題であった(六・三制度の破棄又は変更に伴ふ影響)『森戸辰男関係文書』広島大学文書館所蔵、MO02020200320)。
- (28) 「社説 政治教育と青年と教師」『読売新聞』昭和二十二年二月四日。
- (29) 国会会議録検索システム、第二回参議院文教委員会、昭和二十三年六月二四日。
- (30) 「森戸辰男氏 談話・放送・説示録」『森戸辰男関係文書』広島大学文書館所蔵、TA020202500500。
- (31) 昭和二十三年一〇月八日付文部次官より国公私立大学高等専門学校長、教員養成諸学校長宛発学四五八号「発学四五八号 学生の政治運動について」『森戸辰男関係文書』広島大学文書館所蔵、MO02011201400。
- (32) 「国立総合大学総長協議会における大臣挨拶要旨」『森戸辰男関係文書』広島大学文書館所蔵、MO02120101700。
- (33) 学長就任経緯については、「第二部第二章、三、森戸学長就任経緯」『広島大学の50年』広島大学50年史編集委員会・広島大学文書館編、広島大学出版会、平成一九年、七八〜八二頁参照。
- (34) 国会会議録検索システム。昭和二十四年四月一八日第七回衆議院本会議。
- (35) 森戸辰男「政治と教育」国会から大学へ」『読売評論』第二巻第八号、昭和二十五年八月。
- (36) 森戸辰男「変革期の大学」昭和二十五年一月五日。
- (37) 「新制大学の使命」学生運動のありかたにふりれて」昭和二十五年六月二日、広島大学教養部講堂にて。
- (38) 昭和二十五年五月一・二日、東京新聞「各学長に聴く」座談会・「学園の自由と学生運動」広島大学事務局、昭和二十五年五月。
- (39) 昭和二十六年一月一六日付政令改正諮問委員会「教育制度の改革に関する答申」『森戸辰男関係文書』広島大学文書館所蔵、MO02090102200。
- (40) 昭和二十七年一〇月一六日付日本経営者団体連盟「新教育制度の再検討に関する要望」『森戸辰男関係文書』広島大学文書館所蔵、MO06010102816。

- (41) 昭和二四年九月二七日付第一回評議会議事録『評議会議事録(要録)』。
- (42) 昭和二六年一月二七日付第四五回評議会議事録『評議会議事録(要録)』。なお、昭和二四年一月一四日、広島高等師範学校附属小学校講堂において、CIE教育顧問イールズとダイバーが広島大学教職員、学生に対して講演を行い、席上、イールズは、「学問の自由」と題して「大学における教育と研究の自由は最も重んずべきだが、共産主義者である教授はすべてが党の指令によっているため自ら学問の自由を放棄している、教鞭をとることは政治上の権利ではなく、あくまでも学者としての大きな特権である」とし、ダイバーは「学生の自治」に関して「政治的意図の排除」を強調している。しかし、広島における講演は、東北大学「イールズ事件」のように問題視されることはなかった(「教育は学者の特権、政治上の権利ではない」『中国新聞』昭和二四年一月一五日)。
- (43) 昭和二七年五月二〇日付第五六回評議会議事録『評議会議事録(要録)』。
- (44) 昭和二七年六月九日付部局長連絡会議事録『部局長会議事録』。
- (45) 『評議会議事録(要録)』広島大学文書館所蔵。
- (46) 昭和二五年一月二九日付広大庶座第二六一号、広島大学長森戸辰男「全国大学教授連合の決議について」『森戸辰男関係文書』広島大学文書館所蔵。
- (47) 昭和二五年五月一六日付第一五回評議会議事録『評議会議事録(要録)』。
- (48) 広島大学教養部『雑録』昭和二四年四月〜昭和三九年三月』広島大学文書館所蔵。
- (49) 昭和二八年三月二四日付第六九回評議会議事録『評議会議事録(要録)』。
- (50) 『部局長会議事録』広島大学文書館所蔵。なお、この点については、拙稿「紛争」から「改革」へ〜教養部の改組・総合科学部の創設〜『広島大学史紀要』第四号、平成一四年三月、を参照。
- (51) 昭和二六年一月二五日付第四七回評議会議事録『評議会議事録(要録)』。
- (52) 昭和二八年五月二八日付第七一回評議会議事録『評議会議事録(要録)』。
- (53) 昭和二八年九月八日付第七六回評議会議事録『評議会議事録(要録)』。
- (54) 昭和二八年九月一五日付第七七回評議会議事録『評議会議事録(要録)』。
- (55) 昭和二八年一月一四日付第一回評議会議事録『評議会議事録(要録)』。これらの選考規程では、部局専任の教授・助教・講師・助手による単記無記名投票によって部局専任の教授から部局長が選考されることとなった(医学部は教授、歯学部は助教以上)。
- (56) 昭和二八年一月二〇日稿「大学教授について」『森戸辰男関係文書』広島大学文書館所蔵、TA02032300100。
- (57) とはいえ、広島大学にとって中央との強いパイプを有する森戸がいなければ急速な大学整備は不可能であったであろう。それだけに、森戸の学長退任は、広島大学の「前途に大きな痛手」と認識されていたのである(「前途に大きな痛手 森戸学長退任と広島大学」『朝日新聞』昭和三八年三月二五日)。
- (58) 大学一般研究会については、志津木敬「大学一般教育研究会における全国的組織化に関する考察(その1)―大学一般教育研究会全国連合会」発足まで―『広島大学文書館紀要』第二二号(平成二二年三月)、同「平成二二年三月、同「大学一般教育研究会における全国的組織化

に関する考察(その2)、「大学一般教育研究会全国連合会」の立ち消え」、『広島大学文書館紀要』第一三号(平成二三年三月)等参照。

(59) 地方国立大学の場合、首都圏・関西圏といった大都市圏への大学集中のなか、地域特性を個性化させると共に、地域的に均等化させる方向に機能するものであった。にもかかわらず、地方国立大学では旧制大学化した教員意識が中央にのみ向けられたため、組織的矛盾が拡大していった。さらに、急激な学生数の増加は、大学紛争期においてマスプロ教育批判を生んだが、対象となる「一般教育」「教養教育」において教員の質が問題となったのは、グローバル化を前提とした段階に入ってからである。今日、大学紛争以降、学生の質が大きく変化したにもかかわらず、未だに紛争時のマスプロ教育批判の延長で、科学的な根拠もなく、大人数教育を無意味に批判する者がいる。しかし、問題の多くが教員の資質にあることはいうまでもない。なお、今日に至るまで教育負担と教育的資質に対してインセンティブがないことも、大学教員が教育に熱心にならない大きな理由となっている。

(こいけ せいいち・広島大学文書館)